

学校感染症について

1 学校感染症とは

- ・学校感染症にかかった場合は、治るまで登校が禁止されます。
(詳しくは、別紙の「学校感染症の診断書及び証明書」に説明があります。)

2 学校感染症の病気は

- ・以下の病気が「学校感染症」に該当します。

・インフルエンザ	・百日咳	・麻疹
・流行性耳下腺炎	・風しん	・水痘
・咽頭結膜炎	・結核	・髄膜炎菌性髄膜炎
・コレラ	・細菌性赤痢	・腸管出血性大腸菌感染症
・腸チフス	・パラチフス	・流行性角結膜炎
・急性出血性結膜炎		

- ・以下の病気については、条件によって出席停止になります。

・溶連菌感染症	・手足口病	・伝染性紅斑
・その他の感染症 (例 ウイルス性肝炎、ヘルパンギーナ、流行性嘔吐下痢症、マイコプラズマ感染症、ノロウイルス感染症)		

3 学校感染症にかかったら

- ・以下の手続きをしてください。
 - ①医療機関で「学校感染症」の診断をうけたら、速やかに学校に電話で連絡してください。
 - ②「学校感染症の診断書及び証明書」を医療機関に提出してください。
 - ・証明書はダウンロードしてプリントアウトしてください。
 - ・同様の証明書は学校の職員室にもあります。
 - ③医師による証明がいただけたら、登校した際に用紙を学級担任に提出してください。
「学校感染症の診断書及び証明書」の提出は、回復後の登校から1週間以内に提出してください。登校初日でなくてもかまいません。
 - ④考査期間中に学校感染症で欠席した場合は、考査の追考査を受けられます。「学校感染症の診断書及び証明書」とともに「追試験受験願」を学級担任に提出してください。

学校感染症（第2種・第3種・その他）の診断書及び証明書

学 校 名 _____ 啓 晴 高 等 学 校

_____ 年 氏 名 _____

1. 上記の者について、下記の病気（○印）と診断しました。
 2. 上記の者について、下記の理由により _____ 月 _____ 日 から _____ 月 _____ 日まで
 （ _____ 日間）出席を停止したことを認めます。

第2種学校感染症

1	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
2	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
3	麻疹	解熱した後3日を経過するまで
4	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
5	風しん	発疹が消失するまで
6	水痘	すべての発疹が痂皮化するまで
7	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
8	結核	病状により学校医その他の医師において、感染のおそれがないと認めるまで
9	髄膜炎菌性髄膜炎	

第3種学校感染症

10	コレラ	病状により学校医その他の医師において、感染のおそれがないと認めるまで
11	細菌性赤痢	
12	腸管出血性大腸菌感染症	
13	腸チフス	
14	パラチフス	
15	流行性角結膜炎	
16	急性出血性結膜炎	
【下記は条件によって出席停止の措置が必要と考えられるもの】		
17	溶連菌感染症	抗生剤治療開始後24時間を経て全身状態が良くなるまで
18	手足口病	発熱、口内疹などの急性期症状が消退して、全身状態が安定するまで
19	伝染性紅斑	発疹のみで全身状態が良ければ登校可能
20	その他の感染症（ _____ ）	症状が改善し、全身状態が良くなるまで

(注) 「その他の感染症」とは、ウイルス性肝炎・マイコプラズマ感染症・流行性嘔吐下痢症・ヘルパンギーナ等をいいます。

平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日

医療機関名・医師名 _____

印 _____